



佐賀県農業公社からの お知らせ

問 佐賀県農業公社
農業委員会事務局

☎ 0952-2011590
☎ 0952-7514831



農地の貸借が農地中間管理事業に一本化されます
～佐賀県農業公社の役割が益々増大～

令和5年4月農業経営基盤強化促進法の一部法改正が施行され、市町が『地域計画』を令和7年3月までに策定・公告し、この『地域計画』に基づいて農地の貸借をするようになりました。この法改正によって令和7年4月以降の農地の貸借は農地中間管理事業に一本化されます。

令和7年4月から『手数料』のご負担をお願いします。

※令和7年4月1日以降に県公告で権利設定される契約が対象です

農地の貸借が一本化されることから、農業公社の業務（賃料受払など）が年々増加し、数年後には3～4倍の業務量になることが予

想されます。

農地中間管理事業を将来に向けて持続的・安定的にご利用いただけるよう、利用者みなさんに一部負担をお願いすることといたしました。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

手数料率

出し手・受け手双方から
毎年賃料の1%
+
手数料に係る消費税10%を
外税で徴収
※耕作者の手数料は5万円
(税抜)を上限

※くわしくは佐賀県農業公社ホームページをご覧ください

◎お知らせ

第74回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～にご協力を



問 佐賀保護観察所 ☎0952-24-4291 / 防災安全課 安心安全係 ☎0952-75-2181

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。7月は“社会を明るくする運動”の強調月間であり、再犯防止啓発月間です。

犯罪や非行から更生しようとする人に寄り添う人々にとって、立ち直りを「待つ時間」とは、人が「変わっていく時間」であり、人を信じてともに「寄り添う時間」です。この考え方は、現代社会でこそひとときわ光を放つものであると考えています。

再出発を図ろうとする人の誰もが社会に受け入れられるよう、分野を超えてその思いを理解し、それぞれの立場で創意工夫を凝らしながら、佐賀県・多久市における明るい地域社会づくりを実現していきましょう。



お見積り無料!! 外壁・屋根塗装工事は 東部塗装にお任せください!!

◎施工実績1500棟以上 ◎完全自社施工 ◎しつこいセールスなし!!

お電話いただければ、詳しくは 多久 東部塗装 で検索! 駆けつけます!!

☎ toubutosou1969@gmail.com

創業50年以上の確かな実績 広告

東部塗装
TOUBU TOSOU

〒846-0012
佐賀県多久市東多久町大字別府4251-4

直通電話 090-3667-3955
TEL・FAX 0952-76-2628